

第2章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

すべての人が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会は、だれもがいきいきと自分らしく豊かな人生を送ることを可能にします。

このため、本計画の基本理念は、前計画の基本理念を引き継ぎ、次のとおり定めます。

だれもがいきいきと自分らしく生きる 男女共同参画社会の実現

2 計画の基本的視点

基本理念を具体化するに当たり、次の4つの基本的視点をもって施策を推進します。

(1) 男女の人権尊重

男女の人権の尊重は、男女共同参画の推進に当たって、最も基本となるものです。男女の個人としての尊厳を重んじ、性別に起因する差別や暴力をなくし、男性も女性も一人の人間として能力を発揮する機会が確保される必要があります。

一人ひとりが人間として尊重され、自信を持って生きていけるように、男女の人権が確立された社会をめざします。

(2) あらゆる分野への男女共同参画の機会確保

性別にとらわれない多様な生き方を実現するためには、男女が対等なパートナーとして活躍できる機会を確保するとともに、それに参画するための意識と能力の向上を図る必要があります。

意思決定の場をはじめ、社会のあらゆる分野に男女が対等に参画できる社会をめざします。

(3) 家庭生活と他の活動との両立

男女が共に社会に参画していくためには、家族を構成する男女が、互いに協力して家族の一員としての役割を円滑に果たし、家庭生活と働くこと、学校に通うこと、地域活動をすること等との両立を図るようにする必要があります。

男女が共に家庭生活と仕事や地域活動等とのバランスのとれたライフスタイルを確立できる社会をめざします。

(4) 地域における男女共同参画の推進

地域社会は、身近な生活の場であり、男性も女性もこれまでの地域活動のあり方を男女共同参画の視点で見直し、個人が持っている知識や経験、能力を十分に発揮することが必要です。

地域において、男女が共に日常の活動や意思決定の場に参画し、防災や環境など様々な地域の課題解決に手を携えて取り組むことで、住みよい豊かな地域社会をめざします。

3 計画の基本目標

基本理念に基づき、施策を展開するために、次の4つの基本目標を定めます。

- I 男女共同参画の意識づくり
- II あらゆる分野への男女共同参画の促進
- III 男女が共にいきいきと働き続け、安心して生活できる環境づくり
- IV 男女の人権が尊重される社会づくり

基本目標Ⅰ 男女共同参画の意識づくり

男女がお互いの人権を尊重し、男女共同参画社会の実現に向けた意識改革を図るとともに、多様な選択を可能にする教育や学習を充実することにより、一人ひとりが固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、あらゆる分野において男女共同参画の視点を持つことができるよう、男女共同参画の意識づくりを推進します。

基本目標Ⅱ あらゆる分野への男女共同参画の促進

男女が対等な社会の構成員として、自らの意思によって主体的に社会参画ができるよう、地域や職場など様々な分野において、政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図るとともに、国際的視点に立ち、男女共同参画を進めるなど、あらゆる分野への男女共同参画を促進します。

基本目標Ⅲ 男女が共にいきいきと働き続け、安心して生活できる環境づくり

仕事と生活の調和の実現や、多様な働き方を可能とする就業環境の確保を図るとともに、男女が対等なパートナーとして働くことのできる職場づくりに努めるなど、男女が共にいきいきと働き続ける環境づくりを推進します。

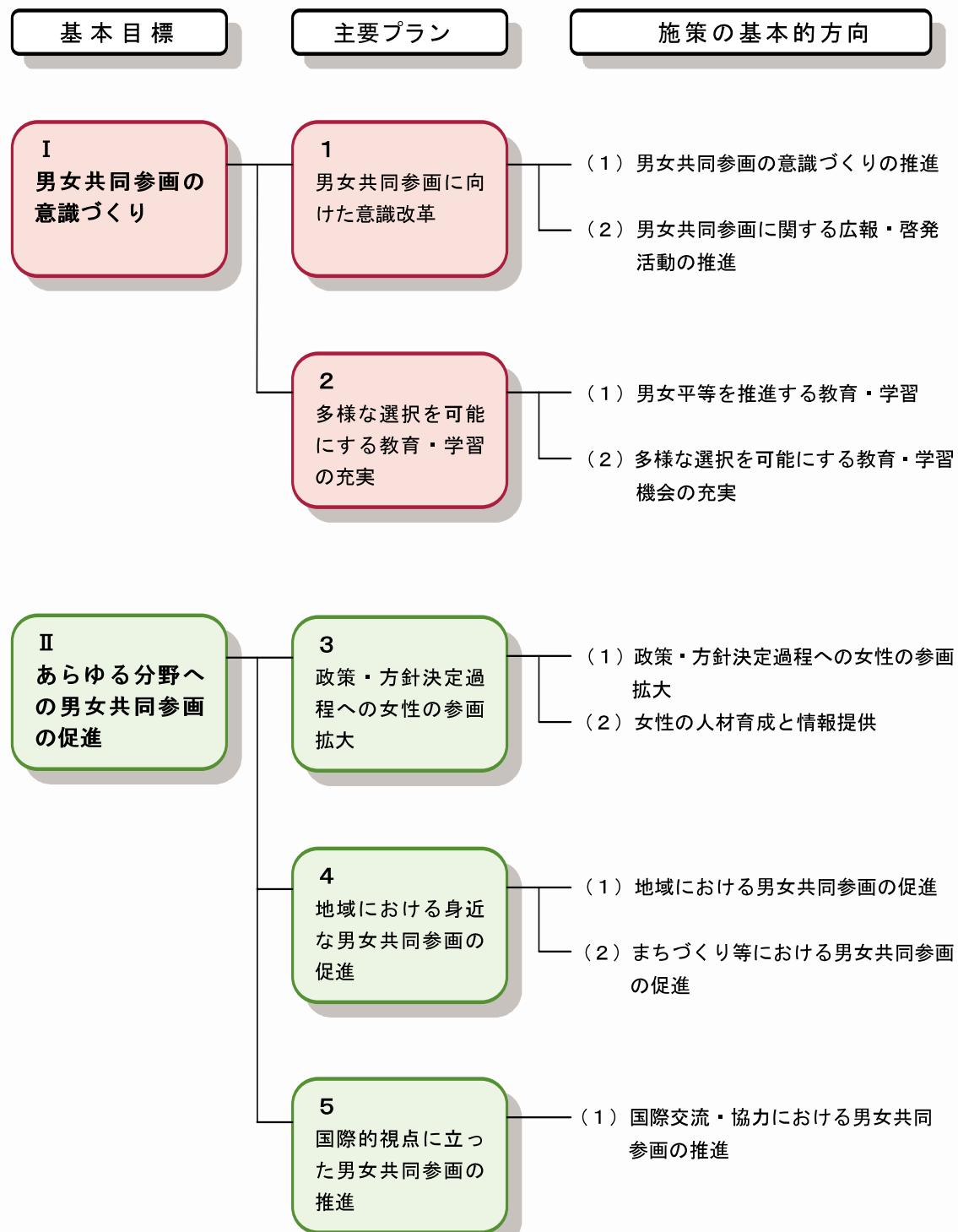
また、男女が共に子育て、介護を担う家庭づくりの促進や、高齢者等の生活の自立支援など、だれもが人間らしく自立し、豊かで安心して生活できる環境づくりを推進します。

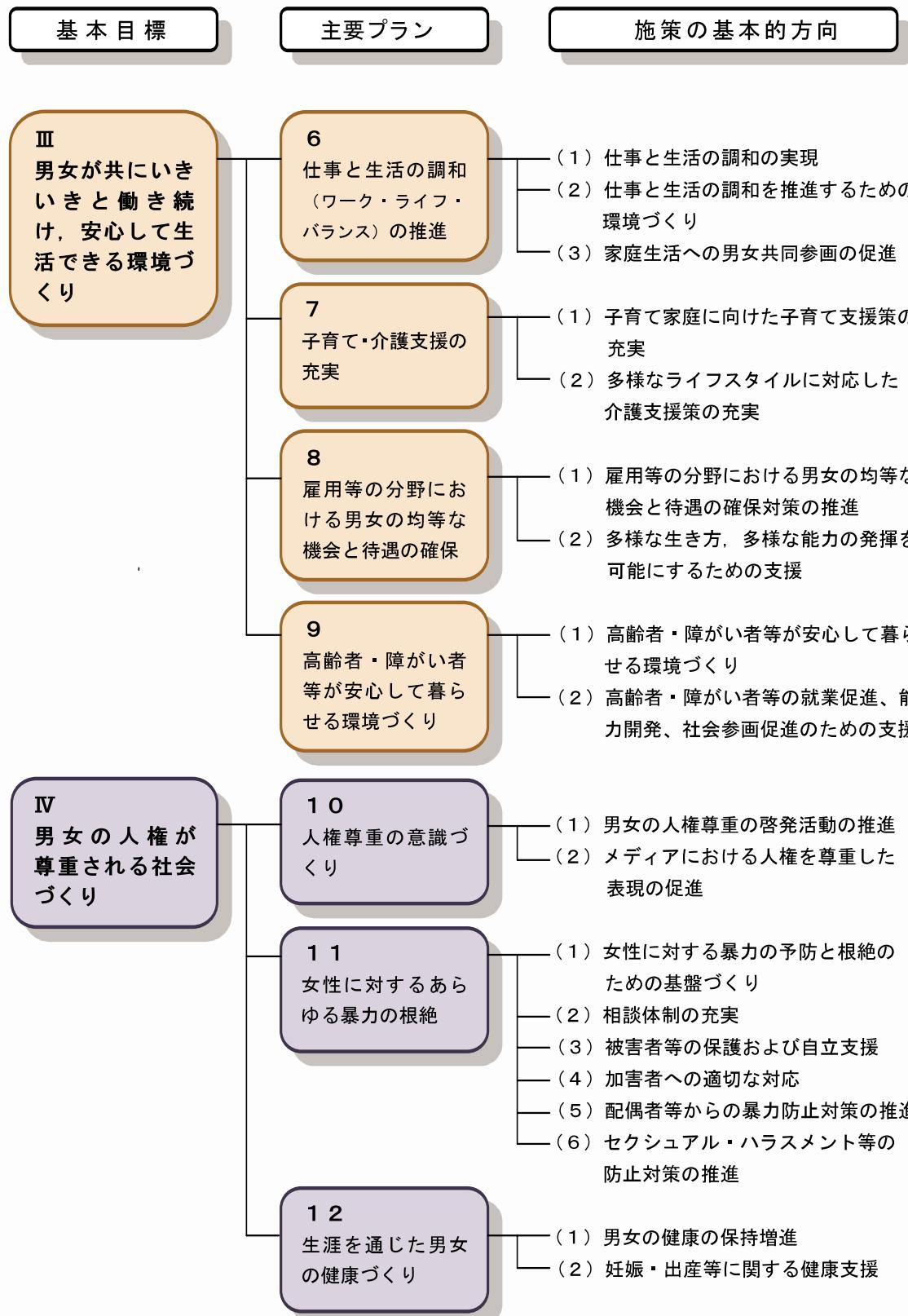
基本目標Ⅳ 男女の人権が尊重される社会づくり

性別にかかわらず個人が尊重され、すべての人が人間らしく生きることができるよう、男女の人権が尊重される社会づくりを推進します。

特に、女性に対する暴力は重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要課題であることから、本市では、本計画を配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づく市町村基本計画にも位置付け、女性に対するあらゆる暴力を根絶するための施策を総合的かつ一体的に推進します。

4 計画の施策体系





第2章 計画の基本的な考え方

